

事務連絡
平成23年6月13日

関係都道府県教育委員会
公立社会教育施設所管課 御中

文部科学省生涯学習政策局社会教育課

公立社会教育施設災害復旧費補助金の事業計画について

公立社会教育施設等の災害復旧業務につきましては、格別のご協力をいただき、誠に感謝申し上げます。

先般、提出いただきました事前調査票をもとに、事業計画予定表(案)を作成しましたので、ご確認いただき、下記により、ご連絡・ご提出をお願いします。

今回の趣旨は、早期交付を行うとともに、第2次補正予算に向け過不足分を把握するため、1次補正予算分及び2次補正以降分の支出計画をお示しするものであります。但し、確定したものではありません。

また、同補助金の対象であるか否かについては、当該施設の設置条例等の資料の提出をいただいた上で判断するとともに、金額につきましても事業計画書をいただいた上で精査する必要があります。

なお、第1次補正予算額は87億円ですので、1次補正分への申請を要望されている全ての施設に対してのご要望にお応えできず、2次補正以降において計画いただくこととなります。趣旨をご理解の上、ご協力をお願いします。

記

1 「事業計画予定表(案)」の内容の確認

(1) 要領

いただいた事前調査票を基に1次補正及び2次補正に割り振っています。例えば、2次補正以降欄に掲載されている施設で1次補正とされたい場合などを確認。その際、同補助金の対象となるかを確認するため、設置条例などの設置根拠を確認してください。これにより補助対象とならない場合もありますのでご注意ください。

対象となるか否かについては随時下記担当へお問い合わせいただいで結構です。対象施設の金額に変更がある場合には修正してください。なお、この金額は事前調査でいただいた被害金額であり、交付予定金額ではありません。補助申請予定額を分かる範囲で記入願います。

(2) 提出方法及び提出期限

「事業計画予定表(案)」を修正してください。朱書き訂正するなど変更箇所が分かるようにお願いします

<提出期限：6月24日(金)>

2 事業計画書等の提出

同補助金の対象となるかを確認するため、設置条例などの設置根拠資料

<提出期限：6月30日(木) 市町村ごとなど随時提出いただいで結構です>

事業計画書(1次補正要望分)<提出期限：6月30日(木)>

2次補正以降分の事業計画書の準備も進めておいてください。

事業計画書の様式は前回お知らせしました様式で変更はございません。

要綱等は後日送付します。

体育施設、文化施設については、文部科学省・文化庁の担当者から貴県のそれぞれの担当者へ別途連絡があります。

文部科学省生涯学習政策局

社会教育課公民館振興係 平川、高野、前原

代表 03-5253-4111

平川(内線2967)、高野・前原(内線2974)

直通 03-6734-2974

FAX 03-6734-3718

対象施設・問い合わせ先

公立社会教育施設災害復旧事業 執行体制図



本復旧事業においては、上記のとおり対象施設毎に各担当課が窓口となる。

※の施設は、施行令第33条に規定する文部科学大臣と財務大臣が協議して定めた施設
(参考)生涯学習センター・・・地域における生涯学習を推進するための中心機関として都道府県及び市区町村が条例に基づき設置した施設。